

# 業歴要件と保証人の運用基準が緩和されました！

〈平成18年4月1日から実施〉

## 業歴要件が緩和 ～1日でも営業実績があればOK～

### 従 来

3ヶ月以上県内で同一事業を営んでいること



### 改正後

現在、県内で事業を行っていること

従来は原則3ヶ月の営業経歴が必要でしたが、営業年月は問わず、客観的に事業を行っていることが明らかであれば、保証対象となります。

## 連帯保証人の運用が緩和 ～法人代表者以外不要～

### 従 来

個人事業者：1名以上  
法人事業者：代表者及び他1名以上



### 改正後

個人事業者：原則保証人不要  
法人事業者：代表者以外は原則保証人不要

○次のような場合は、連帯保証人を頂くこともあります。

- ・ 申込人（法人の場合はその代表者）の他に実質的な経営権を持っている方や営業許可名義人、または事業に従事している配偶者が連帯保証人となる場合
- ・ 申込人（法人の場合はその代表者）が高齢であることも含め健康上に不安があり、事業承継予定者が連帯保証人になる場合
- ・ 申込人の経営状況・規模等から、当該事業の協力者や支援者から積極的に連帯保証の申し出が合った場合